上牧家元 知坂兵部

破邪禁制録

切支丹宗門来朝實記

全

ハ7
715

誰ふし見せし聴し切支丹
盧舎ときゝし耶蘇ぬすまゝ
十乃化人

切支丹宗門来朝實記

抑切支丹宗旨の来由を尋ぬるに人皇百七代
正親町の院御宇に永禄十一年戊辰織田上総介
長ト云人也好状の心にて仏法を嫌ひ神社仏閣
ヲ破却し甚た地獄ゝ奪ひ我儘放逸の振廻多
故に守護の善神も見放ちたまふにや天魔其虚に
乗しか遠国仏法破壊ニ入切支丹宗門ぞ悪民
是より多くの身を亡すもの数千万トいふ数を知れず
抑彼の宗ハ南蛮国より渡来れの邪法にて南蛮
国といふハ天竺より西の方にて南蛮国を北ハ
蜀国ハ続き東ハ蓁海に続きし国の広さ十一万里

四万ち四千二ヶ国あり日本より西南小国の海
上三万七千余里之其国の帝王を名付て乾大王と申
すなる武将法度を集め宣ハく是より小国の日本
といふ小国有り此国小国なりといへとも九天竺南閻
陀具の地にして諸物を取小続日本へ渡す彼国
ハ金銀多し大上王と是へ入何卒彼国を責取我領
分とせん時は五穀豊饒の民を豊に撫んと思ふはいかゝ
いかにと宣ハ右大将軍取春力とゆふもの勇み進みけ
王丈随ひ色を変して声ハ大雷のことく響き
わたり勅定何をか申さん一天の軍勢を我にあつめ
落し彼日本へ押渡り早速打亡し我君の王位

南蛮国へ随ふ支文取春力を御中に召れ
大王怖兵を集め御用に申す九州は大軍を以て
し彼国を責取我がさせ遂すと宣へハ大将
軍兵共集大将取春力を以て申さるゝハ取春力が申分
大軍を揃へ彼国へ責入支文ハ七萬之いふ所是
近南蛮国軍二万五千の間へ月日を立責取支文を京にて
出陣二万騎の勝利を得北狄を討帰て大将日本
を責取れ彼国の御手本を守護し南蛮
北狄へ七万の通り責取れ大勝利を得て取本
承ル小民を世に出し法を達する道へ日本
へ渡し御法を以人数をつけ貢物の者にハ金銀を

欲をはなれて目なき人は其時数万の
軍兵我先を降伏する者我等内志として責め戦ハ
勝利すなはち文敵にもなし少々の事は能々
此旨を是等様に早くされはとかくせられハ大王手から右は
きれば森かりに論議し一理をとふ此今にあらは分
占拠むの方丈先之九ちの大臣諸大可諸臣皇中れよ
と宣ふハ諸臣評定して今日中入りを給ふ法の勝する
其ハ何事にかはらん評定あらハ左大臣申けるは是を
三千里雨小天論家とい宗有千手峯小切文丹と云
臣の有りこれ小兵衛勝する行人二人合す其人ハ中
当家彼等運手人々宮中天帰皇来ると云皆信

取こしく迎望定我か其身有中自立して虚
空に少とり小天小もすより地小ぬ不附為を随し風
起千年の守備我にる故に天我扱ひ雲小我を
連る此の日五我がるとて彼天運といふ是を彼天運
宗方の張之又伝峯十人と云者有りとて小子の
如くなすり四方に及ぶ御我か月々人をまた中来寺ハかつのは
うち大手に我家我之のえと奏すれハ大王大きに悦
非ハ天論家を召しかうの事とも聞けれハ是大虚来
の降其我大臣我の意を具し既に是我大臣切文丹天論家に
通て彼峯小出て彼方此方我及べる不小中当家
彼天運に自今は其我問とひしくしてさてけるハ臣

ハ夜生の前に来れる南蛮国の使へ大王半偏成敗人と云ほ
ぬの形有らしかくて召し候て来りし早ク敗人来りなる
とらへはうら召前すしかし法心中の隠遁者に何
をか此秋有て生きくは呉我ますいく半師の天命
勝れる事隠なく日本へ渡し日本人の四を
申し道の成仏生れ今の大文とらへはうら召前すく
京ハ南天の版之日本へ渡し仏法有へき私意ぼ帰らく
然ば大王へ申しけるは云様しかしては抑小天より
呉我大臣恐れて此事帰らんしも云るしと
云かしことは平る所小四方八面悪事ま覆ひ先を
見ゆくるまは云んかしく南蛮への本国へ帰り

供養すれハ呉我大臣のいらく先は彼天運叶を
の所を彼小あるとてもしかれはかる大文ややらん
今一度令退治帰城は山小まとしかりし食進せい
来り日本に何しも日本へ続くの宝物成わせ再び
呉我大臣成をしける叔未の使帰りて近かく守
召前守屏天小申しけるは南蛮国王へ呉我大臣をん
来を扱ぐ法日本へ渡し仏法さかんとの勅命
之我が小彼国の大王欲深き故日本人の心を責
取んとらの大文之作日本小の事を成老小清
くしくし来る御成なの事かしくは継竹云ふよ
りしく辞退して去りぬと云召前守屏天ゆくしを

乃右文く無上霊なりと来れるものは右文あるれと
云そし小別れ菩提と入無上菩我大臣ニ手の拝く
の右者我持来り守菩薩思ひめいらし我大王是
悲泣し事れ多の勅令下之も木も皆ぬる右者之
くし乃し我死かいて菩薩前に橋りれハくし菩提
もとりんて中独来れハ山中の隠居之右所の物小臥ハ
附る君小あらん人有の鄙陋ぞとはお遠之今の新
来しと云てかりけり手振小矢小ありし是我力とも皮
又被之四乃右る掬子ヨリ美けん大王し是釈と掬し
彼しハ異人之無上ハ是輝自て乗とり文子ト下手
つれ彼菩薩より菩薩小乳儀式厚くしてつかゐる

ハ普天の下率土の濱何まで王土小あらすと云文
有しと非勅と違し乗るるへきかとは有りくハ無
天福菩提の所の右文もけいりや有度と聞我責くしもれ
とれハ守菩薩出逃しぬる右所く此勅小適しき未
過し無菩薩小我友あらん眼乞ひて来過し出家の道袷
の小過しとりけれとて失くやり是釈尊子小やや
あそ山とりと思ハく是羽小伊せし借衣さり掬り
菩薩ハ罪深の思ふれ小出家し大臣の每夜の使袷退せ
しり大今大殺軍車で来理由責くて振くもとり力も
勅小違かして年限り定而口々の人の感するなと
日本へ渡りハ七道とそせんとの右文とも人々より日本さ

海ノ大さ有庭州ノ有ホトハ南ノ方ハ洲ヘノ住所
也小日月ノ海ノ底ニ力ヲ添大王ノ望ヲ達シテノ中ヘ
しと帰りて又大臣父子ヲ従ヘル者ノ内ニ入レハ天子
大ニ不悦用之ノ宝物ニ打向テ高貴ノ坂ヲ下テ内ニ有
ル大臣幸悦ノ辞シテ帰リテ宮ニ入テ大ニ顔ヲ以テ盃交
大勝ニ成日中ヘ渡リ彼天選ノ法ヲ以テ日中ニ入テ西伏
ス七千里ノ大軍ヲ以テ日中ヲ責随ヘ我属ナリト成ルト云
キ雲ノ彼ノ土ハ小国ト申セ共神ニ仁義ノ国ナレハ
中ノ南州ヲ打取テハ西伏セス渡ルト云テ
キカクノ人ヲ取ツケノカヘシ日本国ヘ推参ヲ申シ
ヤ色シトテ七種ノ宝物ヲ取テ差上ル才一八七十

五星一日ノ見ユル遠国境才二八茶子城王ノ在ル所ハ見
セルト日境才三ハ猛虎ノ皮才四ハ甲子文四方ノ国
難有事ニ淡墨ヲ以テ書ク所ヲ百リ才六ハ八角ノ海坂ヤ
タシメタ一丁ノ方ノ内ノ宝ニ備ヘ才七ハ百ノ川ト云
四十二種ノ諸数ヲ書キ今ノ進ノ四十二ノ宝ヲ表ストゾ
ハ上七ホ明ナリ無量ニ行ノ物ノ成就ノ人目ヲ極メ
南瞻部州ニ打守テ日本ヘト渡リケル海上三年ノ
月日ヲ送リ肥前国ノ浦ニ着シ其ノ人目ニ見ル
極メ天神ニ出テ毎日立テ諸ノ寺社ヲ廻リケル其人
相大ナリ七天ノ部ニ成レハ百人程ノ成就ナリ共ニ成ル
ル小歌其ノ外申ス其ノ上申ス中人モ信ヘ八天

聞の者ハ皆ハ召成をあらしと評判せり実に河内安
土の御下に織田信長ハ足利十五代義照公光教院義輝
なハ南の一乗院の門主よりかへり三好ニ討れし跡
ふとき云将軍ニ成玉ひし人皇百七代正親町院
御感の限り昇殿被せらるされハ威勢続の事とある
ことしらも我国凡小草のあるしとなれり安土の
城被賜り安土の城の居館を建てる所の小芸の奥
聞の者ハ皆ハ中に此の代の海成せんと白井
見るしも又れ此の売若人九五屋甚兵衛出師して京都
へ皆登之道をまてを成行甚兵衛なる者ハ長海に乱道
寺なる重の顔分にて此様ハ出きハせらし御自由なる事

このことは御上ル信長公む子の大文作らは義照公御
居とも云出しつを二の毛とく仏之の寺を云者が出
有被中にて合の先義照公へハ家督を云ふて川々通して長
海ハ振梅とる手方へ義照公のもとへ海し足迷る教
手被若年入る重荘の被見し中にて付被る中を人出る
義あるや国福とお原中永照物等をお被長屋にてお人
花原方ハ入社ハ登しる此と元来信長方ハ
主人ハ今大坂寺にて城下なる羽の三の道より
人とおし途中にお更て安土へ一連のなる重字文
をせ将軍信長の手にのると造りみせられける
あり三月召成の大文あり永禄十二年十月十四日御信長

の社震動する事良久しく神前の松六十六本損し
倒れ神主梅津三位兼ちる所の帝へ此由奏しまする
天下の霊異のかむ千六なれは日本国の数さい兆表
かゝんとも武門乃諸寺社ゟ御祈り毎有ねかふ
小田原攻破て廿日か城南京小随へんとての兆表
かゝん事の例は公方主事破て速京へ着し八十日迄
く九月三日之頃美国人江州安土に着りれは信長
大将甚もせよとて如法寺ゟ八日選寺へ入地を有
九月六日信長入月入れは衣冠正しく上洛不存かは左
府ら一族右府は府の人明暦不意森なる丹羽府の
男参九歳の不正在は大斎衍茶との出来門ゆく

御前に出九献上物とり[朱]家の庵に截せ右筆成華ゟ階元小
立いらし信長殿小御説[すれ]には当異太人[仁]移り
もゝ九尺人余服ちんさく色赤く円は丸しく上藍は
あのかく雪すりかく肌は絶つめかく紫絣は嵐面
年は西千年とみ人ゟ[多り]まつはあいと云物成希し
木綿の物成様ゝちらく袖長く大ろ前出合せ凡絡織
し御なすて[すゝなり]瑞珠の中ゟ成秀[遊]ゝ成は小か汁際中ゟも
南蛮衣ニ華ゟ流り投出れ成式盛て長き之れ成採
入白人かしら小胸小当て取すゟ[御小段]下小袴はれ之紫野之帥
とて中小付たる海南蛮の国の宗小暑情小来る有と同せ組
是は通辞中は法をとなへんめくとて不成成同の人は所

前代破て連と云信長先のいて法ぞ行する事斗
かりしも是迄の事也とて中将友重を招くの陥城
させ山下にて子の信長一族はみな臣にはう有の後失なれ儒者
監国師於城下有れ宜いはるゝハ毋廃又是をハ仏法を弘ん
為小海りしとの事也又此儀ハ下ら先と決定せり。もしるの如
く法を弘めんさらせんや但いかさまとも可尊者有器を
将中もと宣ヘハ満座の人々口を閉て誰か遂義及者なし
あかりし不ハ大儒文教的法論追々起りけるに先り
毋廃し南庭人を見つるに刑を備へし仏法を人々仁搬
以神儒仏共に流布しく又ハ儒法を以て仏法なれ事
そいへる抑も日本は早く此国へ伝来れ是を見と

中原ハ信長公も柔弱なる心故に只いわれなき法を以て
させしく思ひしものと見られけれハ新渡道に通
一体于理有と云とも仏ハ極に於る事又是より先仏法の
周俗ハ釈尊滅後一千年の後魔騰竺法蘭法を漢
土に来り唐土に渡る東漢の二代明帝に孝明皇帝へ献
奉て帝是を崇敬有りし時より寺を建て入れ給ひ四百余年に
仏法渡る又我朝人皇三十代欽明天皇の御宇に百済
より経論渡る是一切経并に仏像仏法始る云々
仏法ハ当時より渡り毋廃破て連といふ義が法を弘
めんと計りし事破て連らも小仏仏法させて頁と
承引ハ事に一決せり爰に於て新もも出ず勝ちしなり

千日受戒九十歳ニして京都四条坊門に四町四方の地
切ひらき小山の大石をかり出し石垣をつき金銀をちりばめ
七堂がらんを建立有ける年号をとりて円頓寺と
号す時に叡山の衆徒延暦寺とは年号をとりし年号をとる事
とする事なし 院は宇多一代平城帝大同二年に大和国
院号山大同寺御建立有しに叡山より不聞大同寺と云
額を打破りし事又先例此の桜本寺 今新寺
をもつて額と号せし事天下の王道に背き甚
分に過ぎたる事 道理にかなはずとて論議させられ諸大衆一同
して大衆三千人衣の下に腹巻して各訴状を捧げ
震殿にせまり日吉大宮山王七社の神輿を振上げ都へ入りて

さあんて訴ける帝大きに驚き給ひ百官詮定有て延
暦院宣旨を下され彼所をば破却せられける信長の比に至り
度々叡山の院家衆の寺又は仏法宗教の故を尋ね甚叡
感有りしと年号をとりける事又延暦寺のみ
なりさる事に依て山門の訴訟を言上し
円頓寺号を改め花山の論命に信長公の御念によりて
とりわき勅定を下しければ此の妙覚寺と号
しける其の信長の御建立の寺なれば何ぞ執
のたへ少なくして多くの人々をあつめ仏法
さかんなる由聞召し南都北嶺の衆徒も広く
仏法をひろめし中にも洛中の地にある貴人の地

書附ハ字無者ハおもふ給ふ事と何ふ小仰彼給ふの字
并天破て連理ほ之ん丸ハ南無王れ書流とん
中ますハ日本ハ首尾然将信長の下知よ依て今
是ハ仏法し一字走之有し寺顕道にも宗門ハ宗
天子ても思ふハ仏法ありて字経天方ハ別ハ書
経を書てしてあるハ大王大小院字経天とも寺無度日ほく
海ハ中字書を心を合表頭が中で成書すくと宛ハれハ
字経てもいよし今日本を随ん其中し仏法斗を
ハ成る子ほと之は大王元ハは成得中をあゆく
随ん字経て十六ハ人の欲を事ハ貪者病苦
あり表月本小海しゆく光今貪者の老ハ金銀ともある

ハ病苦の老を苦をそうへく是成救ハ大病海者ある
りてしとを感し自ちつかん文国あさ千財と未来
現在の三世成就因縁法を仏極し丹経メ季ハ末法の
三世の流を仏に因成迷セしめく進め寺付日本ハ大
また仏かたとも千附大王いろ極大日本のへ大寺ろ
於是の仏勘とやりれハ大王大寺小院無経大寺成
小手ひて金銀等諸多く用ふし開ひとて
と云は小天竺ハ我ハ始もる所ハ無歳の勝国内の者
いるのんやて之人ハゲリつりと人ハやりイスとえ
此書人をお系三ス一不ハ小日本な海ほろ扱東方ま
金の年貢ハ毎年の入用とお定海上日数を経

く肥前国長崎に着けり時に異船にて天文を考へ
此舟長崎に着く八郎殿の方へ首尾し先つ小国に
参りて新布しとする足ハ示のけ早最り信長公を出
安土へ川夜して攻此度ハ召置之方又度々大
文の影る事なく志理をなして長谷対馬を照し
其後里に着きにけり其夜の大雪ハ伊吹大風雪人を
日本に来てかし入る後ハいつも有へしと若船を寄
其改るに通辞十は日本中信長より召し南蛮国より
渡り来るといふ列信長は早最方々の青鈍見せ給ひ
信長の武威に恐れて其文も奇運しけるまくを
渡唐中に着して日本船のしを給の小浜に着

来て小浜坂本大津に着夫より南蛮寺に至り宇留
岸に對面して大中小院主に法話付して四五日休足
して安土の城へ至る先例の通り所縁に寄て長谷川
竹丸案内して召伴して二人一所に信長へ目見へ乞
弐人とも目見を乞く献上物ハ六拝猩々緋の指摩寄一丈大
皮鵞の机虎皮十枚五色の飛雲五十枚也相写天
ハ色々大文五寸鉄砲八黄之東小大方に見えて
めて拝して法施を有て暇を給り又南蛮寺に帰て
是より彼て連れる者心を合せ拝しの方便施し
ける貧窮の者病苦の者を救ひ為の薬
与へ施拝して種々国を配りけれは信長公に

よしく山体迄に霊木の内中へ相直へく地を見立て
尾しと有りけれハ其にて行ハ山葉竹子相迴て上地
あれハ廿千町四方切平らけ葉を植りて速に地相楽
也扨祇園精舎日城迄に備へ小とりて金銀集
おける地不之七宝と階をかけ瑠璃の幢天蓋六拾
一許の名香とりしと匂ひ住来の人の心を慰
る事也扨祇園の門ハ天竺其国本より南
天竺寺見物のため京へ上り人殿舎へ南天竺る
人ハ毎日人を廻し橋の下に捨計るを貪人式
ハ野山を捨られる業病の者をも其上て何方共て
も非人雑病の世渡り業ある貪着の人をと成

取立ける事に迷ひ来り貪人共ハ金銀衣服を与へく
病人には夜いるまん療治を加へくれれハ十中八九ハ平癒
しく其上衣服をあたへくれれハ喜ひのつきぬ人ハなし
御世尊小すとも思ひ感まする者数多く須達
者満ち者有なれ中々渡りも尽ハるへく上自然と須達
長者ハ南天竺大王の勅定之支南天竺ハ四十二国あれ共大日
本ハ百倍乃大国也天帝お地耶称ハ如来殺ふ衣
南天竺の者共ハ雑病を受る者多く故大王ハ仁徳
ある民を恵みのふれハ王甚喜ひ天帝耶称ハ
の法ひろまりぬを雑病雑苦を救
ひ千上の衆て連の法をひろめん為之と今我大王

乃甚悲也日本ハ無法仏まじ成佛人ハ貪欲多く
し去ハよし／＼盗賊殺欲他人多く無世のし罪
を造る故に来ハ永却うらみの句し是邪姦
苦歓殺さる故に先世より来世の有様を見せんと
て三世の境を見せ身を小向七尺余してとくら
あり／＼と向ハ見れば牛の頭馬の顔いる鬼
い酒しの鬼あれハ悲しまむ来世の有様やと皆
しる者き悲しみをりけ伊呂満中すハ此罪の滅
は天帝の法を受るひかおし長陀羅尼の文を授れ
死後生天波羅善蜜有と云ふ摩訶般若無文殊教の文
去経百一遍ん死七日の首帰ふへし此ハ罪滅きし

其時由緒暇して運様に月見の殺へし雑を教化を
受て来東若すれハ此庵しも言ふ事を拝せ申す
いへは皆し祝教への如く七日ノ義勤をなれ七日
まん中まさハ伊呂満の案内して破て運の方丈に至
りみれハ今眼をしてあらゆる光輝名香華満り人
間界にハ見られず者破て運はたんせんの衆を着
しやりしと座に居るそ夜七尺の佛かと難る
伊呂満云無銘比丘若ハ此七日病気中後は七日
勤の法を被下されハ其の法の事を見せんと
又此の三世の境を見れハ先度の身也を文字け
摩訶般若の其くとありさ其文殊と見れハ有り

かくのごとく難儀しけり彼て連ゆく所に
七日のうち法をかけ此や出て御師きれば
未来仏神をなす文鏡あらし此上耶蘇天帝丹川
入なさる御影ありける常はなくし車かくす文は
文かなをそてに是は一旦の支未来は此仏の力に
よりし助け文鏡あらし仍をとれて物をへしとて大
くるまと云ものを取らんく是にて黄金にて二寸四分
二尺の所引くは大根おろしの部小汁とらへる
ものかたち老大小肌をぬこのせくるまで云脊中
とがをむしる重病血流し出る千の所のほ
附合の此く此切文丹のなかる耶蘇と云

又は天帝と云天地日月人畜世界万物を造る皆耶蘇の
末之ゆへし一子のごとく平等に思召給ふ未世に
及ては耶蘇の御心に背く悪人邪欲にふける
ものあるたとへ悪人なりとも耶蘇をうやまひたのまれば彼
幸清浄とて天上快楽の地にうまれ自由自在
成仏する成仏不成仏の者といへども
道とがのあるものを許して本来を開き安耶蘇の御恵
深くして快楽に誠なる安之是をうけなる
此世界は天を父母に受る人の為めの非の責のしく
楽をうくるの道云難儀のなきといへば此ふ成
す報国のうへ対面の間と云常の帝釈天

真俊

絡縁とて川せりり此婆らて男ハ女ハ女亦主の冠を以て
たすき能續都衣裸果ふく懐子成りて乳房を
ふくめる姿之破て連云所ハ是此世への事の修羅帝
知奥高き波ふを向られみの小母の手代懐小入
乳を呑手る如く思ひ云母之子とし和兎も是之人
は血まられてるなを合我腹に天破所あへ沿有看之魔
呂と云既死尼を頼へて殺とあるに胸兵もの大去
すめ小すもく定へ文人者多に本病人の日利根殺明
成云人事小苟重去人ハ生死の苦の輪廻妻後と
云事たしく病病を煩見表者変成人交りも雑
成生蛍をあくし食此人の海と為郡参りまふ

よみ尽りくまへつける小倒きし行人ハ命を消し
成末り南高き違の住居人病床の体か之入れ
ら迷ひ一ト夜しく住も之の飛と此後て彼等の
物底と衣或バビヤント住寺の同宿と共和らこそ
人ハ和泉の住人此姿也嘉慶とらく人とり小病成知れ
ふる独の去るりし此の業を命未りしく極樂難好
極女殊情の小判ふちは小判とは住ニ方所
飛銭之食の事と力剝奪成煩疑かしとりり夜
よし出る木り来く東寺の内小海へあ採めく
有命取つるて承る人ハ見と血所思ち肉
の面性看為都と云者を仏宗は沿生成とのあれ

芸術変推衆のこ好ミ以稀しの錬変多しと然り陰
欲欲最も識人出し嫌れ不の傷痕し而下部く流
小京ら参りけもかつの則と成り先し来寺
の道欲能備し武付来るのくゑんてのかく
同也安東ハ見吉変迄ありしもの虫にて以く
千中小親欲見合所しくハ其身人へもも道て於寺青と
路り宿業欲悔く目欲見しける不小南宿千見人
此ち女人をも百事より三人たぶ小病念衣服をとらい
天食小付ち文字大鬼をゴウスモウと名欲付者お帝
欲シユモンと名付以上三人南宿もの国病と成母破
天運毎夜日欲り運り陀羅尼欲借人事保欲被

へるも織かくしして馬とあしあちりを乞りて
ハ鳥とあし抹木ハ花修ゃ土人欲欲空除と
或ハ虚空小庄し也小志のて鬼雷を宝し雨雪を
降らし多くの術をあしへるを小後小ハ此
三人の足飛の術をあし夫くの役欲勤る此角
ゴウスモウとシコモンニ天ハ此らぶく破滅の後探
州将小徳しても欲欲あし吉去乙使見の挿ムく
方術欲あし術小罪科り味わ快氣て着たる八
商人み仕並将く使欲早し路中語れと国出し
南宿るの由志すく得多満くいかみ科もなの
最医図小して非法非病の者と療治させ去先さ人

として金させるハ分ニ絶り并代として一候ゟ
済せ候所のもの持をき持帰し貧ハ付者母ハ病
の妻子迄ニ今困をもとに陣ハ大無大欲ニ尽心信と云
ハ是也きやし此方を改節移出へつとぬりのへと咲
方を節め給ひ修て雑病のとの貧苦の毒啼
無事につまり又病人ましせの内ハ妻子ハ養属ゟ主人出合
主人分つくもし若るあらと後ハ眼くせ得かの病人と癖に
ハ未来につ又それハ毎日人別ニ茶米ニ根へてつつきとある
日ヽニつ浣盤用して所へ入百候ハヽ不立及ふ成成
ハ無事につ又人参をし足ハ月々中を仮四随ひんとて南忠
より医し拵の所の不願ハ大新ニ様様寄し無用なし

前云大儒文教院法橋也

丹者る被て運く大ま々へ年ハ何百人せ文入ゟ年らく
何千人節め入れと大燃ニ沢して寺宅と成人ら矢城木
用して月ゟ随人々の係り文母比ハ徳長公ハ寺宅
るの焼御法何やしきニへつの節子方の山心の内ニは後悔
しのひけるなり恨し謗ニへ無帰し後雑宴
一旦成ハ足とれられハ武附備后弟舎の物事ニ付氣あるを
し開宅るの文其て止何し担き有様ニへつ文
其ハ今困をきまでとの事凡佛法の文ハ一識世談
ハ寺ら施入ま盈き等の世帯ある寺々池とは何か会
其の御地ニ有あし安永大敬院の矣見城ゟ用
个文後悔せり恐しまに成出ハいぬ大事ゟのん

と雑賀の徒此事を破滅し寺院をも焼亡し
破て連ぬ内は女生れ返ること也寺も女房を
宜へ代り主に本願寺海竜寺法印原本に依る
其所の本にも悪事の者と共に出所しの蔵には
御手定の返事の実印にて相果の内に其道の出し沙汰小公
本蔵の此様なる大名衆此所に有るものの内の内也と
此事に及ぶ耶蘇の従者の分を破滅の旨其後
かし一揆起り実に其事及ぶまじき御沙汰の者今は
見たまりきれは信長の命により一七の兄弟あり
此上宜しく業をうかゝひ遠く事しにと合せ返出
かくし声は寺の御本寺の村を送るして軍の命

と早くまめ信進み信長方の内長浜より木下藤吉郎秀吉
柴田修理亮勝家滝川左近将監佐久間右衛門長秀の内より長秀同じく世に
名高き者共本田久太郎荒木摂津守村重か大切の役にて先達き
了解せるに非ず定めし返りて虚実決しかたしとて
内の目の者へ実否を見さるのみ小川源藤小森寺長秀が
此上は早く正さるへし察数してなとの趣き本の事に正
右近将監とて其所を一味のしたと云者有れは信長公をも兼ね
ろく山耶蘇宗の世彼に之の出世の組せさる故なりと之の
ハ此事のりを見つくし残る所少く滅ひ入て是と破連
をとらへ此者伊丹城にありて破滅の本の如く佐久間
右衛門の所の内にて法印下大慶仰千万の口に引ける様子の体入候

長公の故舎を中にる山を埋く成させ候方に有余四人
人質をと信也方ト志し居る徳て南蛮の滅亡の者之
被止てより二年丹丹上ハ弟ニ依て天下一統し大将となり
されハ信長一代に切支丹出し彼天連寺へ人に法成けり
させのちに死にふみて天下静まりし信長ハ大公
十年六月二日明世の為に松本能寺に切腹させす文字絶
ハ明智光秀を秀吉責之しのち秀吉後大閤と成て
四海を掌に握り天下一統に治め死にハ南蛮寺切支丹
出家衆慶長十二年ハ天正十三年より十八年の間船島来る
るハ秀吉天下と成し下掟に無宗の被成之事
これ人ハ無宗の目に小船島より他者ハ信仰

男女皆し合限ニ成る者十人余七道に寺又宗寺之
出来て次第に宗門仏法に秀吉公は淀の城に居
のまゝ生まるゝ故て連心丹生ひまゝる秀吉公ハ信長
公と付返宗門宗教ましまし八十年ハへん生ひ
色々工夫成れしける処に三代中井吉兵と云大工の
上手有其子式部人々秀吉公の御意に入て左側をく
之後ハ出頭して名城伏見桃山全体を成天下大工の
棟梁と成依頼を下し出頭初めに諸人の用ひも
浅く成其外出ハ母一人と母子也伏見城ハ大
閣の御前に中か利休に丹南蛮寺の和るバビヤン思
ふは大閣之入るは無法大手大阪の川へ入れに去く

いかし方何らは天下の大工ハ力偏出ぬあれハ是ニ随ひ
出つ十入者あくるへしと思ひ先く彼母代物メ入んと思
ひ武附バビヤン其母ニ逆て皆出申す日吉ゆ渡ゆ者
修理ゟ母の内末ニ子為我ミ七去責是ゟ八母の方ゟ申
遣す者ハ素ハ京教出候ての生立闕中ゟ月出ぬ
城ゟ年ゟ今日由宗の所思ひの外日吉ゆ及候静まる
まゐ者長あれハ夜ゟ小熟く向しゆ出いう丹邪ゆ居屋
変成見之足一宿成就するとやぬれハ母ハ誅と思
ひ京ハ弟をころてゆへ九寿年出陣の風変成見ゟけ候
秋とゆれハ既しうし併まていゝくあれハ見
者変正定出於隠居へ出府ゆあ渡しと出体とへの成

母ゟ逆母出合願ハ拝度しゆゆりバビヤンハ留主日早
明ハ支度しく除し出池こ所と上れいうく京教
へ向しゆるゝ一両日逗く待ち八子ゟ度え抜扮相
竜を為七渡理ゟ風変来りゆ京のてく云寺は
京教南竜寺の智年バビヤン方より年上京ハバビヤ
ンヤハ出其ハ初る也大坂一宿法書上出池こハ新出出
出於れ以使中ゆ上て続子両是如然そり弥ぶ為居
丹哉や義主先母ハおすひまあふし脇夫ゟの為あれハ
也て接遅とし大使母ゟ云ハ仰せこ加ゆ義あ
遣ハ是非あく出逆使ゆ併く池をして立られ
其後のもうしと云くゆしゆるそ得ハヒヤンへおし

附會綃布草子の教讃偈ニ云く深き淺き文有
秋の頃ハヒヤシ小雨の頃ハ暑氣寒氣と云ハ無と言故
をもつて日かの一孔あり〜に立寄り御上りて條理ハ
座敷ニ来りたる母屋敷へ這入目にも佛意の御附属ニ
と一孔跡の人も〜池も後晩来ニ及び佛ニ雨天ニて夜は
深き人夜ハ此一宿の主人とし人ハ大人立たる事あれハ早上
宿取して夜ニ入四方山の世の所ニ付るハヒヤシ中ある人有
此所の因縁ニよりて他ニ聞き是も他力の縁あり
此宗旨ハ何らは無事なる人時節心成佛と云法ハ聞ハ尓
不足の切文母の法ハ存し無之宗入る人ハ現身ニ成佛の事
を聞入余宗ニ有て未だ知らぬ事之喩ヘハ余宗ハ真諦

の如し我宗ハ古今の如く老母にも現世成佛ハ疑なし
のかく宗旨を改メ被て来ん宗ニつき入る人ニ上毋て成
佛の事をきんやト思ひしと余ニ仰せありしと進めあり
母が云雖有法座の御説私ハ是迄念佛つミ入り六十余近
只他力弥陀念佛申す事ハ中々所期成佛抔も思
ひもよらぬ事又ハ法座にとこハヒヤシいや現身成佛とて
難行苦行あるにもあらず耶蘇ハとうも此宗へ入まいと
申ハ成佛をも見て現世に見え六千余列大事無宗
旨と知らぬ先の世の代々弥陀ニより唯ニ無
世の下佛の姿とかの人といふハ老女の事あれハ心迷
文雑し無事にして云抔ハ佛ニ所心成佛をあれとハ

雑有吉支丹なれ共女の吉支丹なれハ疑へしと思ひまする為に承
是ニ仏法の吉支丹と成て居士と云人都ニ出て居ハいつそも
彼方々ニ行よき道者ニ出合て申問答をもさすれハ勝劣
をも分りて上ニ改宗仕申候とも申されハハビヤン
嬉敷存の事之候ハ千萬を和らさせ候のしと約
束し其夜ハ明れハ一乳にて帰りまり宿ニ四条に
通り柳の馬場ニ白翁居士と云人有り昔ハ叡山東塔院
に住しける大家成しか改風とえ病ニ髪をも剃ニ落
髪たる難き所ニ有髪成山の居と遁世して下山して
謹慎の跡を立て九人四方の席ニ心をも澄し居
しこの或時彼の修理亮と云文母の方へハビヤンと約束ニ

○吉支丹細ニ申達されハ是非の吉文之義ニ付御不
審ハ邪法ぬと知る也人院宗ニ於ても公義ニ信長の公
立申大閤殿構存じ候ハ千萬ニ於て御重ニ問答して勝
劣を定らしとハ宗旨の吉支と日限相定め可来旨返
答をしられけれハ母ハよろこびハビヤン方へも日限を申
きし千日前まてしと相待申候天正十三年九月十五
日白翁居士修理の宅ニ参りけるハビヤンも追付来れ
緋縮緬の衣ニ唐織の異風成袈裟衣をかけ紀定の花
紗の頭巾を着目柄をとらしせ供四五人して参る事
なる修理か宅ニハ是迄の問答に人と旭集ル吉文も
○隠めかし物ハヒヤン白翁居士の前ニ修めの猫の懐中ニ

取出し右の御手に其五拾挨拶文字有りて内證ハヒヤン丹
何々日光寺の宗に立る所の本尊ハこの佛そハビヤン
其名いふいふく彼の玉蓮の翁の蓋を開き法ち三部経法
華経八軸を取出し眼に当て金像く白蓮の本尊と
かするハて此の方に来東南を拝せさるれ耶
蘇如来ハ中之世界一枚の境界をなくとして無佛
外何もなく佛の力なく其人民一切縁日月人間を
然に南部あまねく遍法ず物を物にみ搦ず浅ん小當代ハ人の
心正直ならく耶蘇の為心本叶ハ奉願し天上の果役
ゆへ故宗世ニ出て其はその人民の毛悉く欲安念ゆる月のうつ露東さる
耶蘇如来宛其の普佛に出しみ氷し清浄寿命さすれ出て

我後出天狗降臨有其の神をは云此以文を唱ふ
る人をて当此耶蘇如来助のに日本に弥陀釈迦其の佛を
尊ふみ天照大神其の御斗りを宗如来ら耶蘇尊の法を
識ゑふれ先きカらすむかするハ何そ内證ら云秋らそる業
は我一切ら以て弥陀釈迦ニ去る也ハヒヤンら云弥陀とハ
法華比丘と云人名也釈迦ハ悉多太子とて天竺浄飯
王ノ世降天照太神とても伊弉諾伊弉冊と青天の御
の世降当人間のあられハ人間ニ助る方丈ハ中し思ひと
よしれ釈迦ハ我一不孝者十九才にし出家し檀特山
に迷ひ其中はつきはれ御肩し一七日野外を苦しみ
食物し人此あとを無くらし終しの法門説人識ける

十六羅漢五百羅漢抔と云も亦弟子共皆かくしたるの野干者
の其会合の功をと常に云ふ如くかくしたる人の信施を受施
の厚き者は追従軽薄し其身の作法一つも識らされ
先日なりけは耶蘇宗の者に貪着の者多くして乞食
非人街道に盗賊あり流浪多くして東竜四十二ヶ国八五百五千
の大国あれとも耶蘇を致すかれに貪着雑病の者あれ
ハ罪業ありし所に人界に落ちると天上の果報を受命
阿弥陀仏の法を今弟子釈迦弥陀の法を究むと云ハバビヤン尋
南無阿弥陀仏と唱ふる人にて彼三部経説たる人に
川破りに足うかし諸行無常し是非かりて其処にくり合
今名手段に心法に至る事は尋ねたちまいて知

是称がしくと罪の為に始ハ足ぞの法あるべき也除へハ
此法ハ其論のことく耶蘇の法ハ其命のかしこまりやく此
法をいかしめ耶蘇所の仏の法を人の弟子の心を
専ら白癡に至って初めの様ハ一ツ二ツ請言を省しの例
り真理一言の道を学ぶとして承り是ハ一度の
人に信を見て貴は今白癡の気を深め在
る白癡ハハビヤン小腹一つして雑言を以てをとるや文
て云ふ文なきやと有ものハ言文ハ山に有すれ大なる
如典と云白癡が云耶蘇とは仏を久遠却以前の
き仏にて万劫不生不滅の世に有人間あと梅不生天
の一ツ文を造りて是を唱ふる人天に生ずるとはそうとも

うそとハバビヤンいふにも千遍と云白癡ぬき笑ふ
てれらば耶蘇と云佛ハ母くいふひたとけと見へ九
り九の五く凡夫の内小名付苦労をしさ毎く
我り苦りとしく咒文を唱へさせ御天井をさせん
人る事から一向凡夫を極ぬしの佛也あますしいゆ元来捨く
我の苦労ゆゑる八自業自得の佛也上凡夫に捨く
悪を造る八教十業を造る佛也夫ハ是ハ三國の法
経論釈迦説流并外典経書残らず耶蘇とハ云凡
夫を造ると云文を見ず外と云文ありとも皆道の法
也佛在世にも外道有て正法を妨け佛を謗し弟佛
弟子と争ひ問答す今文有也何そ正法に勝ん哉

初め三部経法花経と足にかけ白其演かさん大海にゐ付の
齒ぬハそ留也海正法の人間ありは皆人に對面さ
さん喩ハ世尊の猫鼠ならす佛像経巻をへかくいなり
とまれ去元来高劫四對面すと云文なし海まそかく
高劫因果の外道なれハ何そ四對面らんや但海の法
正法を楮ると云説様ハ首には一言一句吐へし哀逢春
さんと常をたしいて啼きを不ハビヤン一言の返答なく
赤面して恥入白癡海既に仏の桐を那し無間をあ
見すへしとはいへともハビヤン只おしの如く閉口し凡夫
うしろ斥けて控へし異人の卵海の根源に来
陰おく日本ハ我等か系の凡夫をかへかくしと大の逆

伏せる如く作婦やまりし迷出てり白蓮ハ教をと發して小
くすり加持め雲霧の売せハ為し號とハ称するの冬云を
おこりハいよ／＼不志んに当時く同云を信しと衣
の話と握ゝ貴らる時ハ祈りちきりて嵐の迷ふく迷
さりきる老母を始一座の人ゝ口々善別難無と悦ひ可
白蓮中されき原ハ宗旨我仏ん花の事文あれ今日の
問答定る経論教を引或は天文地理六條法抹小而ハ勝劣
大に変有を成是し言ひし小夜の外只無言難言去れ自
讃識他れまるのと云小依て承も天小窮て言るゝ
邪法小極てハ訛ありハ定而御公儀より制禁て有を
て天に拝て佛法独傍採しく白蓮ハ邪と悔られある

一吾日迄て修理ハ淀の陣ノ雪出帳とやし老母の屍骸を給り
四月山の剛の席并母を無量の南無高遍ハヒヤンと白蓮并
士と問答の事文具ハ母所りもされハ修理と讒変事文母あり／＼
手合済陣小事ノ秀吉公の御慰みの為の事文たれ中上候
られハ秀吉公より日蓮派無宗ハ邪法とし日蓮ハ
知られ信長時代無宗始めて徳りゆと破て遂小宗小およひ
仏法は宗との邪常も甚厚く小兼く始清少千好む兵并
儒佛の学者を召出日蓮宗ハ小何事も仏法ハ／＼さる事不
中せ天作色国中終ハ絶小事悪寺寒きあら／＼ハ我
無宗の輩昌する後小くて法大石法主方小売入主の也き衛を
存すよし信長小も後悔あるし無宗ハ被滅矛盾き内

後有し中荒木村将軍の頭進みそし及ひ来由
思ふるの文永文ハおおの心ニ月ニ大乱と起りてヘニ終に経去の智
つの為に立ちれのふ迄人々日ニ出違ひて其ふ乃玉の佐怨
早せり新法ニ極る宗旨ニハ其ふ乃幸世諸し南宗守
蹴破滅し彼宗つを滅亡し亡と是出来ハ清水亡人く
谷由元と申す者と淳依有る亡ハ元寇被て連伊豆浦
同宿ハ蝶子孫の門徒ハお首を被付所ともに上の方々
其の後題元も又文永ハ云地ある者五人将目付にお的
く殺害去れハ後の害成文永ハ殿ニ人皇九十代後宇
多院の御宇建治二年二月蒙古の兵十万人大船て首船
寄て九州の浦に押寄し責め時西国の諸大名忠賊

来し及蒙古責寄せて使ハ大将アシロウと云者ヲ
捕へ是を鎌倉へ送る惟康親王ハ第七代将軍時宗ニ仰せ付
られ時宗ニ命して由井ヶ浜に於て首をはねしアシロウの
首をかけさせ候ふ時ハ蒙古文永十一年二月大ニ怒り弘安四
年蒙古の勢三百七十万人大船四千余艘に乗来り九州
より責入る西国の諸将ハ云ニ及ず四国中国の大名力を尽して
防ぎ戦ふといへども大軍蒙古の勢強く敗北し九千責
入る事八日ばかり人力に及ず京鎌倉ニ急使を遣し申す折の
御祈りとして諸寺諸社の御祈祷あまた先伊勢へ奉
幣使を立て神中ニハ風の吹き御祈誓有り其国
より吹来る波立ち雲起り大に吹て伊勢の神風の

る所に黒雲颶風の神の社壇よりおこし飛風起りくる所に
て八大木大石を吹飛し大海の波荒く四千余艘の紫舟
の船ことごとく吹かへし又は破ちり大軍共は海底に沈み溺
る船は本国へ逃帰る者多く被害せは後日いふ承勝と
ふ出兵人々を跳躍しれハ国民の跳躍之竸用心文恕便ふ
年山彼て連本は本国に帰りて虎と与衛門ありけるに
不回洛穀ハ西様に陣する山本の忠臣としてせ中をとる中
二拾三人出つ先ハ戒し来りしハ南蛮寺へ入り後也て後
進ス王ス様に卿勤し山下へと返し来る處ハバビ
ヤンコウスモウシユモン出三人ハ当人来りぬ者ハ河地を
もちく為失る場田七兵衛南蛮寺ニ至り了る家宅に失

ケリゴリヤリイス四人の者は百姓等にまぎれ居たりしが彼
卯して海を渡る處に彼て連本の四人ハ阿蘭陀船を
催し南蛮国へ渡りしが手掛の先の軍兵金銀を奪ひ取り
改宗に出けり改宗にせよる者六人ハ悉く罪科に行の不便
此時切支丹宗門と云ハ破滅せし處ふこのバビヤンハ肥前に
小逃かり後天草に宗門改コウスモウは遠国へ行て四年
通く見れ歟夫町と云所に市橋氏の名改所科し成り
丹後ノ国シユモンハ我本へ逃れ来りしか是も四年して
後彼か者と云所に福田清兵衛と名改め医者の藝術を
成し丹後の處に天正十六年九月の頃宗門御改の上の
天王寺ヤ宗門御尾張と云所に本多云藏と云御伏見

之様に此機嫌日としく無り此女人に茶湯出して
御前の四方山の物語中に将軍義昭卿の仕様を語
叙りもあさましと思召有時みな女人中に上る八田小塚殿に
殺さる時吉田兼右町中の濱に市川左近將監清房とか
申りし御料理女人藤原の那須の妻の女人そて
まめしの古文を仕え意にかき御をさ申して名風に大菩
座にも中上まれ秀吉公其の見丈は那須風女衆
也よ御の前に運手の御を為成夫食しとして依ず
平古馬に出仕て古女人を言きれまる三日して依ず未女
人を連手の副は前に云秀吉公様に仰ける那須處女
幾吉文及見ぬべしと仰あれば女人様立人大手城ず

小水一盃入紙を変形に切水中に入されは扉に付の
うきを為して掛りある古文書の奥の上に貼りて
元の紙を破れ処有は中の文女中へ為多く入物に入
見し女房の思ひは次第に押収に女中に為少く済る
古文書の如しと云て懐中より出しせよとて出し
三人秘に切る座敷中へ掛けおと何の帰へしつれたちまち
大蛇となり遠廻りあれは女中の大小騒き座敷不
見に入れてあれは又日数肉に多く大蛇頭へ来の如く
こよりと為れ頭に付まる沢し肩に置と
為無御代入果原本探鬼女彼ら上下府と思ひし
小傍のうちへ入り文卯ると云ふ家ゐの内に

扨も文殊楼へ上りて見れハ忽ちいとうつくしき
ことなりしといひける也皆有し文殊楼へ上りて見れハ天の
とくハ見へ女(?)の方ニ富士山と云山絵ニ見えたりけるが
不思(望)ニ有りけれハ是ハ大きなる事と其の床(?)を見れハ難
彼(?)庭にて仕(と)まで女人ハ書院の外へ出で見れハ文殊楼へ
いそぎ行(?)其の姿(と)まで障子(?)明き(?)しハ早(?)也
不思(?)遠富士山見えしと現し是よりハ何事(?)ぞかと(と)
ありし次ニ通(?)りハ京(?)清水(?)へ隠し(?)して障子を(?)
立(?)文殊楼へ障子開けれハ志賀(?)唐崎の一つ松
松(紫)白ク石山秋月七(?)外(?)ハ京(?)の(?)月の
景ニ現し有(?)る各々[illegible]の[illegible]

次ニ嵯峨(?)須(?)上人(?)の石の京(?)清(?)ハ有るを見れハ何も現し
見せニ有りし扨衣(?)公(?)作けるハ女人近江(?)ニ出霊と云ものの
現出山(?)開(?)て(?)し絵ニ見(?)えて(?)文(?)有りハ現し其(?)の(?)絶(?)
との(?)方(?)[illegible]成(?)有(?)其(?)ハ志(?)有し出霊と申志(?)ハ[illegible]る
支(?)度し大(?)方夜(?)の(?)との(?)出(?)[illegible]是ハ夜ニ女人て[illegible]とや
上(?)有(?)れハ花(?)の月(?)也光明(?)体(?)且(?)任(?)し上(?)行(?)く出(?)[illegible]
評(?)御(?)月(?)人ハ[illegible]見(?)[illegible]ハ月の[illegible]て(?)し侍(?)る
殿(?)ニ其(?)夜(?)も文[illegible]ハ[illegible]の[illegible]清(?)し[illegible]出(?)る[illegible]下(?)[illegible]
座(?)敷(?)ニも(?)見(?)し九月十八日の夜の支(?)度(?)有(?)れハ月も[illegible]の[illegible]
庭廻(?)り[illegible]座(?)敷(?)ハ[illegible](外)[illegible]
扨(?)女人障子の出(?)例の如く呪(?)文を[illegible]障子の

同ニ入毎ニ此御翫ニ仕候ニ付今迄也只月影も
戯ニ思ひ庭中ヲ写し為の筋やめと乃へ
く無窮ニ風一毎さへと吟し捷述の新く出畫を見
しき女とみへて白手との作品し然彼等さき
扶ニよろつて形れあつし次第ニ書院とて少女七末
り成尤云只人新母とくと此後有れハ昔世木下夜
去ル慶長年中時蒙太子御画毎華と云し尤あり夜
去ル古御母世の時為弟ノ此筆ニ代記者なと夜前の時雅
云々此御意ニ小肖ニ尤哀御奉書をさせまさる也へ挑く服
古文此中尤此ノ村ニ成れとの也を我知やあまへ分金の
行ぬ奴筈也と思ひ此拝遍出處早し仕回述ハト只御用向

毎人ならのなしイ〻候法ひ呪法ニ仕置ありし夫く在候へ
今運此様子見ても御為ニ候と思ひしいの御
捕り両人此節付ニ人たニ縄取を以て御附ニ縄取を書
り夫ゟ是迄ニ云ゆは人目の仕業中ゟ通新ニて者てあ
業ニ何ゟす今其のの行也とおもひしに人晩出畫の様
子ゟく此外の外法の仕業定せし先年切支丹被仰
セし時此宗門ハヒヤンコウスモウシユモン三人の方
御仕ニ此奴等ハ其ニ捕りし夜妻拷問ニ成候ニ付コウスモウ
シユモン二人も白状致す其ゟ拷問者大生立とも成事候
ク仕出之も御科叫ニ此者人大ニ悪来同前ニ成て四難料ゟ御用
年毎不ゟ御安全ニ成ゟ小表向致示して内記ハ御役の

給候ゆへ此宗へ入るもの多かりけるかくの如
之言ありて改宗に移る者は助ヶ邪宗を守るものハ罪科に行はれる也
宗旨の輩をころびと云て改宗せしものハ大かた是也
宗門の輩を攻とらる故天正二十四年慶長十六年に加藤肥後守
清正病死有肥後守小肥後守土部小ハ七ヤとこ寺子大勢
宗門改の門徒多く成中にも土部にある村に寺四寺と
云禅宗有し寺有彼らを寺請とて云僧捉出有しも云ハ大勢
を立置し將軍へ秀忠公の御代寺社奉行より御許
可有に付ハ先々七郡ハ転しけるを寛永三年の江
追い捉とて三千六百人の邪宗を渡候ても数を以て
捕しし此宗なる取り捕へ文此宗ノ者の

有多く成りて千人余り宗門数少く抜金にて隠す事なり
をとらるといへども今に此地に入る者多かりけるは
関東にて大公儀相済る切支丹宗門改役として上洛有り
彼宗門の者共悉く捕へ縄に入牢舎に入置し皆首
斬処しける四条河原の河原にて死罪又改宗する者ハ助ると
役人共中にも天下の御沙汰ハ平女入替り雑有是を別而無
なる者の御慈悲を喩し此事ハ八九年後にも云る天
上より上らんとて彼邪法有て大勢改宗せしもの
も多し中にも猶此教へ改る改宗に移る者ハ此節
の役人に法令何にとも申すに此文の事たる
改宗の者ハ御助ケ置かれしが猶かくして蛇と云ものハ

依小入積テ焼殺しのふ又子以迄以生きらけと云
不與公ノ訴リ是ハコウスモウ皆與吉小兵衛しけ時の
守子左之御詮儀ノ早ク来静り吉る夫々よりし與宗
つ寺テ扱大坂小く猪也右三人同壱人ハ島田中ニ澤
庄七宗和迄磔ハ九郎可罪者田尼惣右衛水責ニ而死
京都ニ而村也者四人三人は磔二人ハ年寸紀十弐年
迄　家光公御時寛永十四年ニ肥前国天草ニ一揆
起り與附又切支丹多嶋原紀小母要細有り

切支丹徒党三万七千人余誅伐

永禄十年與宗ニ渡り天正十三年迄年寸南蛮

同年滅亡同十六年ニコウスモウシユモン罪科ニ依る
文長十六年又起り（天正十三年より二十四年目なり）寛永十四年ニ又
天草嶋原也夫不きひしく御法度也西国九州長崎所
奉行小くハ毎年踏絵被仰付候也
永禄十年より明和二年迄二百三年寛永十四年
より明和二年迄百二十四年

切支丹實記終

5年10月